

《商店街まちづくり憲章・ルール》

権之助坂商店街振興組合 商店街まちづくり憲章

人々のために尽くした強く優しいこころの古人(いにしえびと)の名にちなんだ「権之助坂」。わたしたちは、この地で人々の暮らしに寄り添い商いを続けてきました。昔も今も変らぬ優しいこころを大切に。また、地域の安全や安心の維持、歴史や文化の継承と創造にも取り組んできました。そして、これからも地域の人々と力を合わせてこの商店街の発展に努めてまいります。私たちはこの理念に基づき、それぞれの役割を理解し、これからの時代にふさわしい商店街像の実現をめざして、ここに商店街まちづくり憲章を定めます。

- 1 活気と魅力あふれる商店街は、暮らす人、訪れる人にとっても財産です。私たちは、お客さまと一緒に今の財産を大切に、さらにその価値を高める努力を続けます。
- 2 私たちは、この地の歴史や文化を大切に、地域の人々と共に守り育てていくため、地域の行事や商店街の催しに積極的に参加していきます。
- 3 私たちは、この憲章の理念である優しいこころを大切に、商店街ルールとマナーを守り、互いに支え合いながら調和のある商店街づくりを進めます。

平成 29 年 2 月 権之助坂商店街振興組合

大鳥前商栄会 商店街まちづくり憲章

1200 有余年もの歴史をもつ大鳥神社。様々な時代の人々の暮らしを静かに見守ってきました。私たちは、この歴史と文化を担いつつ、人々の暮らしを大切に商いを続けてきました。また、地域の安全や安心の維持、あらたな文化の創造にも取り組んできました。そして、この悠久の縁(えにし)を大事にし、これからも地域に根ざした商店街としてその発展に努めてまいります。私たちはこの理念に基づき、それぞれの役割を理解し、これからの時代にふさわしい商店街像の実現をめざして、ここに商店街まちづくり憲章を定めます。

- 1 活気と魅力あふれる商店街は、暮らす人、訪れる人にとっても財産です。私たちは、お客さまと一緒に今の財産を大切に、さらにその価値を高める努力を続けます。
- 2 私たちは、この地の歴史や文化を大切に、地域の人々と共に守り育てていくため、地域の行事や商店街の催しに積極的に参加していきます。
- 3 私たちは、この憲章の理念である縁(えにし)を大切に、商店街ルールとマナーを守り、互いに支え合いながら調和のある商店街づくりを進めます。

平成 29 年 5 月 大鳥前商栄会

商店街まちづくりルール（権之助坂商店街振興組合／大鳥前商栄会 共通）

- 1 人に優しい、きれいな商店街づくりを進めます。
街路樹や小さな緑などを守り育て、街路や店舗前の日常清掃に努めましょう。
きれいな商店街環境を維持するため、ゴミ出しのルールはしっかり守りましょう。
お客さまが一休みできる椅子の設置やスペースの確保を工夫しましょう。
- 2 街並みにあった店舗づくりを進めます。
建物の1階部分は、店舗・事務所として、商店街機能を維持しましょう。
街並みに調和しつつ、街の魅力を引き立てる店舗づくりをめざしましょう。
- 3 歩きやすい商店街づくりに努めます。
お客さまが歩きやすい商店街として、歩行の障害となる置き看板、のぼり旗、商品展示などを歩道上に出さないようにしましょう。
- 4 自転車の利用マナー向上の取り組みに協力します。
子どもや高齢者も安心して歩けるよう自転車の通行マナー向上の取り組みを進めましょう。
放置自転車をなくすための取り組みを進めましょう。
- 5 交通安全に協力します。
効率的な商品等の搬入に努め、路上駐車、駐バイク等の自粛に努めましょう。
- 6 親しみのある温かな雰囲気づくりを進めます。
子供や高齢者にやさしく声をかけるなど、親切で安全・安心な商店街づくりに努めましょう。
- 7 魅力ある商店街づくりを進めます。
暮らす人、訪れる人が、いつも来なくなる、何度も来なくなる一歩先に行く商店街をめざして、商店街のすべての人たちが一致協力して街づくりに参加しましょう。
- 8 権之助坂商店街振興組合／大鳥前商栄会に加入します。
商店街で事業活動を営むすべての事業者は、商店会に加入して街づくりに参加しましょう。
- 9 商店街の事業に協力します。
地域と商店街を盛り上げ、魅力を高めるための様々なイベントに協力しましょう。

【問合せ先】 目黒区街づくり推進部地区整備課（中目黒・目黒駅地区担当）

電話：03-5722-9458（直通）

目黒駅周辺地区街づくりニュース

第13号 平成30年2月 発行：目黒区街づくり推進部地区整備課

～地域のまちづくり活動が活発になっています～

区では、「目黒駅周辺地区整備計画」（平成 26 年 3 月）に基づき『街づくり懇談会』での話し合いなどを通じて、地域の皆さんと街づくりの取り組みを進めています。

歩道橋の撤去により歩行環境が改善された目黒通りでは、権之助商店街・大鳥前商栄会の各商店会が昨年「商店街まちづくり憲章・ルール」を作成し、今後の周知・啓発を含めたルールの運用について検討しています。さらに大鳥前商栄会では、アーケードを撤去し、街路灯を設置します。区では、放置自転車等の対策強化のため放置禁止区域を拡げていくことにしています。

また、下目黒一丁目地区では、有志の皆さんが望ましい将来の街の姿を検討し、地域の皆さんと共有していく取組みを進めています。区もこうした地区の街づくりを進めるための調査を行っています。

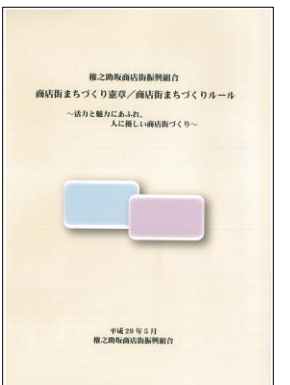
この「街づくりニュース」では、これらの街づくりの取組み状況についてお伝えします。



「放置自転車禁止区域の変更」の意見交換
（第2回街づくり懇談会）



「商店街憲章・ルール」のリーフレット



1 「商店街まちづくり憲章・ルール」が決定されました。

権之助坂と大鳥前それぞれの商店会では、長年の懸案となっている「置き看板・商品のはみ出し」、「放置自転車」や「自転車通行マナー」の改善策などを検討してきました。

そして昨年度、そうした取り組みを支え、かつ望ましい商店街づくりの理念やルールを示す「商店街まちづくり憲章・ルール」を各商店会の総会で決定し、周知用のリーフレットを作成しました。商店会では、リーフレット配布により各店舗の協力を求めるとともに、歩行環境の改善などに向けた具体的な取組みを進めています。（「憲章・ルール」は4ページ参照）



放置自転車や置き看板の状況

2 自転車等の放置禁止区域の変更を検討しています。

自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という）は、目黒区自転車等放置防止条例に基づき指定されています。目黒駅周辺の放置禁止区域は、平成14年に指定され現在に至っています。放置禁止区域内での放置自転車等の撤去数は減少していますが、主に目黒通りを中心に現行の放置禁止区域外への放置が顕著になっています。また、坂道でもあるため災害発生時の障害ともなります。

このため、『街づくり懇談会』での意見交換などから、目黒通り沿いを中心に新たな放置禁止区域を指定することを検討しています。指定は、平成30年度の前半を予定しています。



現行の放置自転車禁止区域

3 下目黒一丁目地区の街づくりを進めます。

目黒駅周辺地区では、広い範囲で住宅・商業・業務や産業施設など多様な機能で複合的に構成されていることから、住環境との調和や利便性と快適性を備えた街づくりに取り組む必要があります。そのため区では、地区ごとの市街地特性、立地評価、課題を把握し、今後の街づくりの方向性や進め方を整理することとしています。

また、下目黒一丁目地区では、地元の『街づくり研究会』（「目黒区地域街づくり条例」の登録団体）が目指すべき市街地イメージを検討し、地域の皆さんとの共有に取り組んでいます。区では、このような地域の状況を踏まえ街の変化や地区特性を適切に捉えるとともに、地元の皆さんと協議しながら、周辺環境に配慮した今後の街づくりの方向性や将来像、実現の方策を示す街づくり計画の策定などに向けた取組を進めることとしています。

区は現在、特性の異なる3地区を対象に街づくりに関する基礎的な調査を行っています。調査結果をもとに下目黒一丁目地区では、平成30年度以降、地元の皆さんと具体的な街づくりの取組を進めていきます。



街づくり研究会『下目黒一丁目街づくりの会』による検討成果説明の様子
(第3回街づくり懇談会)

4 大鳥前商栄会「商店街アーケード」が撤去され、街路灯が設置されます。

大鳥前商栄会では、商店街アーケードの老朽化に伴う今後の維持管理や商店街の景観上の問題などにより、昨年3月にアーケードの撤去を完了し、今年度末に街路灯を設置する予定です。



アーケード撤去前の様子



アーケード撤去後の様子

5 『目黒駅周辺地区街づくり懇談会』の活動について

地域コミュニティ組織（町会、住区住民会議、商店会等）の協力のもと情報の共有、意見交換などの場となる『全体会』及び『テーマ別』の懇談会で、街づくりの課題、取り組み方針などを話し合いながら、具体的な街づくりを進めています。

今年度の『テーマ別』では、①「商店街の街づくり」として放置自転車・置き看板などの実態調査をもとに「憲章・ルール」の実現に向けた取組について、そして②「下目黒一丁目の街づくり」として『街づくり研究会』による説明を受けて意見交換・話し合いをしています。

《目黒駅周辺地区街づくりの取り組み》

